



地域活動への助成制度をご活用ください

助成事業・金額は審査の上、決定します。いずれも他の助成を受けている事業、特定の方が対象の事業、営利目的、政治・宗教活動を含む事業等を除きます。申請書等は申込先で配布するほか、新宿区ホームページから取り出せます。

住民等提案型事業助成・高齢者福祉活動基金助成

高齢者の介護予防・福祉増進の活動

【対象】実施団体の会員以外の高齢者を対象とした、新規またはこれまでの活動を充実させる次の事業(いずれも助成終了後も継続的に活動することが条件)



▶区内在住の高齢者のための介護予防、認知症・うつ・閉じこもり防止、生活支援・生きがいづくり・健康づくり等に関する活動(介護予防教室、健康指導、高齢者向けの啓発講座等)、▶区内在住の高齢者が主体となつて行う社会貢献活動(地域の清掃、防犯・防災活動等)、▶区内に居住する高齢者を対象とした地域支え合い活動

【助成額】対象経費の4分の1~4分の4(30万円を限度。地域支え合い活動は5万円を限度)。同一内容の事業への助成は1年度1回(通算して3回まで)。回数によって助成率が異なります。

【交付時期】6月上旬(予定)

【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等を4月26日(金)までに直接、地域包括ケア推進課高齢いきがい係(本庁舎2階)☎(5273)4567へ。

●説明会を開催します

【日時】4月16日(火)午後6時~7時

【会場】区役所本庁舎地下1階11会議室

【申込み】4月15日(月)までに電話で関係へ。

プレイパーク活動

プレイパークとは、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした子どもの遊び場です。

【対象】区と協働し、区内の公園で「プレイパーク活動」「プレイパークの普及啓発事業」を実施する区内の団体

【交付時期】6月中旬(予定)

【申込み】所定の申請書等を4月15

日(月)までに直接、子ども家庭支援課子育て支援係(新宿7-3-29、新宿ここ・から広場内)☎(3232)0695へ。



新宿区子ども未来基金助成

子どもの育ちを支援する活動



【対象】区内のお子さんと子育て家庭を対象とした次のいずれかの活動

▶学び・共食・体験の機会や活動の場の提供、子どもの情緒や創造性の育成、孤食や育児の孤立化を防止する活動

▶ひとり親家庭・生活困窮家庭等、困難を抱えた子どもや家庭を支援する活動

▶子どもの発育発達や不登校、思春期のこころの問題などを抱える子どもと保護者を地域でサポート

する活動

【対象団体】次の全てを満たす団体

▶活動する会員数が5人以上

▶原則として助成を受けようとする活動の実績がある

▶継続的に活動する意思がある

【助成額】▶助成回数1~2回目…対象経費の4分の3(30万円を限度)

▶助成回数3回目…対象経費の2分の1(20万円を限度)

▶助成回数4回目…対象経費の4分の1(10万円を限度)

【助成金の交付】審査の上、助成活動・金額を決定し、6月中旬ころに交付予定

【申請受付期限】4月22日(月)【問合せ】子ども家庭課企画係(本庁舎2階)☎(5273)4261へ。

障害のある方の自立・社会参加支援活動

【対象】▶自立のための社会的活動を行う障害者と家族、▶区内在住で障害のある方への援助活動を行う個人・団体

【対象事業】障害者の自立や社会参加を促進するために31年度に実施する、▶学習・研修、▶調査研究、▶福祉教育・啓発、▶福祉器具等の開発整備ほか

【対象経費】謝礼、消耗品費、会場・付帯設備利用料、材料費、宿泊費、バス等交通機関利用料(バスの借上げを

伴う事業は遠隔地での実施が障害者の社会参加や自立訓練に必要な場合のみ助成。レクリエーションが目的の経費は対象外)

【助成額】対象経費の合計額の5分の3以内(100万円を限度)

【交付時期】6月~7月(予定)

【申込み】所定の申請書等を4月12日(金)~26日(金)に直接、障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階)☎(5273)4516・☎(3209)3441へ。

ご活用ください

コミュニティ活動補償制度

皆さんが安心して町会・自治会活動やボランティア活動などができるよう、区が保険料を負担し、コミュニティ活動中の事故による損害を補償しています。原則として事前の登録は不要です。補償内容等詳しくは、地域コミュニティ課・特別出張所で配布するパンフレットでご案内しています。新宿区ホームページからもご覧いただけます。

【問合せ】地域コミュニティ課コミュニティ係(本庁舎1階)☎(5273)4127へ。

【補償の対象となる活動】次の①~⑤全てを満たす活動

▶①区内在住または区内に活動拠点がある方で構成される地域団体の活動

▶②広く公共の利益を目的とした自発的な活動

▶③年間を通じて計画的に行う活動

▶④無報酬で行う活動(交通費等の実費は無報酬とみなします)

▶⑤区内での活動または区民が行う国内での活動

【公益活動の具体例】▶町会・自治会活動

▶地区協議会活動

▶防災・防犯活動

▶資源ごみの回収・リサイクル活動

▶交通安全活動ほか

【対象外の例】政治・宗教・営利を目的とした活動、有償で行う活動、会員同



士の懇親・親睦を目的とした活動、職場や学校などの行事として行う活動、趣味のサークル・スポーツ活動ほか

●事故が発生したときは

傷害や賠償責任が生じる事故が発生したときは、事故発生日から14日以内に地域団体の代表者が「コミュニティ活動事故報告書」を地域団体を所管する区の担当課または地域コミュニティ課コミュニティ係へ提出してください。報告書は、同課・特別出張所で配布するほか、新宿区ホームページから取り出せます。

くらし

基礎から学ぶ寄せ植え講座 講

●母の日に贈る寄せ植え

【日時】5月6日(休)午前10時~12時・午後1時30分~3時30分

【対象】小学生以上(小学生は保護者同伴)

【内容】カーネーションが中心の寄せ植え作り(講師は星野学/テクノ・ホルティ園芸専門学校講師)

【費用】2,500円(受講料、材料費)

【持ち物】園芸用手袋(軍手可)、エプロン、持ち帰り用の袋、筆記用具

【会場・申込み】往復はがきに3面記入例のほか希望時間(午前・午後の別)、小学生の場合は同伴する保護者の氏名を記入し、4月22日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内)☎(3348)6277へ。各回定員20名。応募者多数の場合は抽選。定員に空きがある場合は4月23日(火)から電話で受け付けます(先着順)。



はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名
- ②〒・住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

消費者講座「消費税率改定でどう変わる消費生活」 講

●新宿消費生活センター委託講座

【日時】5月25日(土)午前10時~12時

【対象】区内在住・在勤の方、60名

【内容】10月の消費税率の改定を前に、軽減税率や経過措置など、生活に直結する消費税を知り、賢い「ものの買い方とやりくり」を学ぶ(講師は中島典子/東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー)

【会場・申込み】往復はがきに3面記入例のとおり記入し、5月7日(必着)までに新宿文化センター(〒160-0022新宿6-14-1)☎(3350)1141へ。応募者多数の場合は抽選。

